

春日井市高齢者補聴器購入費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を支給し、日常生活でのコミュニケーションを確保することにより、認知機能の低下や閉じこもりを防ぐとともに社会参加を支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、市内に住所を有する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象者」という。）が補聴器の購入を必要とすると認めるときは、当該対象者に対し、当該補聴器の購入に要した費用（以下「購入費」という。）を支給するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に規定する補装具費（聴覚障害に係るものに限る。）その他の法令に基づく給付又は事業の支給対象とならない者であって、片耳の聴力レベルが40デシベル以上のもの
- (2) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師が、補聴器の装用により聴力が改善すると判断した者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、過去に購入費の支給を受けた者については、当該支給の対象となった補聴器の最後の購入の日から起算して5年を経過し、かつ、当該補聴器が修理できない場合でなければ購入費を支給しない。

(支給対象となる補聴器)

第3条 購入費の支給の対象となる補聴器は、医療機器認証（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の23第1項に規定する認証をいう。）を取得した物であって、公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売

店（以下「販売店」という。）から購入したものとする。

2 支給の対象となる費用は、左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器本体及び次に掲げる付属品の購入費用とし、これらに伴う診察料、検査料等の受診費用及び文書料、補聴器の修理、保守及び電池交換に係る費用並びに付属品のみの購入等に係る費用は対象としない。

(1) 電池

(2) 充電器

(3) イヤモールド

(4) 前3号に掲げるもののほか、その者が補聴器を使用するに当たり必要となるもの

（支給額等）

第4条 購入費の支給額は、前条第2項に掲げる費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）とし、対象者及び当該対象者の属する世帯の他の世帯員のいずれもが、第6条の規定による申請のあった月の属する年度（当該申請のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この条及び次条において同じ。）が課せられておらず又は市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されている場合にあっては30,000円、対象者及び当該対象者の属する世帯の他の世帯員のいずれかに、市区町村民税が課せられている場合にあっては15,000円を限度とする。

（事前確認）

第5条 支給を受けようとする者（以下この項において「受給希望者」という。）は、補聴器の購入前に、春日井市高齢者補聴器購入費事前確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

(1) 第2条第1項第2号の医師が、受給希望者の聴力検査を実施した上で交付した春日井市高齢者補聴器購入費支給についての意見書（第2号様式。作成日から6月以内であるものに限る。）

(2) 前号の意見書に基づき、販売店が作成した補聴器の見積書

(3) 受給希望者の属する世帯全員の市町村民税の額が確認できる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、及び必要な調査を行い、その可否を決定し、春日井市高齢者補聴器購入費事前確認通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（支給申請等）

第6条 前条の規定により事前確認の決定を受けた者（以下この項において「事前確認決定者」という。）が購入費の支給を受けようとするときは、前条第1項第2号の見積書を作成した販売店において補聴器を購入し、かつ、当該販売店において1月間の調整を行った上で、春日井市高齢者補聴器購入費支給申請書兼請求書（第4号様式）に領収書又は領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、春日井市高齢者補聴器購入費支給（不支給）決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により購入費の支給を決定したときは、速やかに交付を行うものとする。

（遵守事項）

第7条 購入費の支給を受けた者は、当該補聴器を支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（不正利得の返還）

第8条 市長は、購入費の支給を受けた者が前条に違反したとき又は偽りその他不正な手段等により支給を受けたときは、支給の決定を取り消し、既に支給された金額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。